

技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針

1.現 状

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢及びこれに対応する民間従業員データ

区 分	大 江 町				民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与 月額 A	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月 額 B	
全 体	44 歳 5 か月	20 人	311,500 円	325,660 円				
学校給食員	48 歳 2 か月	8 人	340,500 円	345,000 円	調理士	40 歳 4 か月	242,100 円	1.43
自動車運転 手兼業務員	42 歳 8 か月	7 人	298,100 円	330,786 円	自家用乗用者 運転手	52 歳 8 か月	250,300 円	1.32
その他	42 歳 5 か月	5 人	283,900 円	293,080 円				

(注) 1. 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2. 「平均給与月額」とは、給料月額とは、給料月額と毎年支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16～18年の3か年平均)

4. 「その他」とは、業務員や保育園勤務職員をいう。

5. 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	計
	未 満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上	
全体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				1	4	2	2	3	2	3	3		20
調理士 (学校給食 員)					1		1	1	2	1	2		8
自動車運転 手兼事務員					1	2	1	2			1		7
その他				1	2					2			5

(3) その他給与に関する事項

給料表

国の行政職給料表(二)の5級制を2級制に組み替え、給料表を適用している。

昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じ4号給(55歳以上にあつては2号給)を標準として昇給する。(平成22年1月までは昇給抑制措置 1号給が行われている)。

手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤勉・期末手当をそれぞれ該当者に支給。

(技能労務職員のみ支給される特殊勤務手当はなし)

2．基本的な考え方

技能労務職については、平成9年度以降、新規の採用は行っていない。また、今後の取扱いとしては、平成18年1月に策定した大江町行財政改革大綱に基づき、新たな採用は行わないこととする。

3．具体的な取組内容

平成18年4月より給与構造改革により、国の行政職給料表(二)の5級制を2級制に組み替えた給料表を適用している。

給与制度は、基本的に国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を基に給料表等について同様の見直しを行う予定である。

4．その他

技能労務職員については、施設の統廃合等が行われた場合適正な人員配置を行っていく。